

第1章 登録資格

第1条 (連盟員登録資格)

- 1 登録資格は下記の各項に該当しない者がこれを有する。
 - (1) 学校教育法による大学・短期大学・及び高等専門学校に学籍を置かない者。
 - (2) 在籍する大学の通常履修年限を越えた者。但し、病気・留学などを理由に休学した者はこの限りではない。
 - (3) 既に本連盟に4年間登録した者。
 - (4) 本連盟に登録して一旦大学及び短期大学を卒業した者。但し、短期大学より上級大学、高等専門学校より大学及び短期大学に進学する者はこの限りではない。
 - (5) 高等専門学校における、第1、2、3学年に在籍する者。

第2条 (加盟校登録資格)

- 1 学校教育法による大学・短期大学・及び高等専門学校であること。
- 2 団体登録は男子部と女子部とに区別して行われる。
- 3 当該学校において、既に本連盟に加盟している団体がある場合は、重複して登録できない。但し、地区学生アーチェリー連盟をまたがって学部が開設されている場合はこの限りではない。
- 4 当該学校に3名以上の男子もしくは女子の個人加盟登録者がいる場合は該当の性別において加盟校登録しなければならない。

第3条 (個人加盟登録資格)

- 1 個人加盟制度はすべての学生アーチャーに門戸を広く開放し、等しい機会を提供することを目的とするものである。
- 2 当該選手が在籍する学校に加盟する団体がないこと。
- 3 当該学校に3名以上の男子もしくは女子の個人加盟希望者がいる場合は該当の性別において個人加盟として認められない。

第4条 (資格審議会)

- 1 前記の規定になじまない事象が生じた場合、資格審議会が、当該選手または団体を調査・審議し、学生代表委員会において資格の有無を判断する。
- 2 資格審議会は全日本学生アーチェリー連盟学生役員で構成され、委員長がこれを招集し、議長を務める。

第2章 登録事務

第5条 (全日本学生アーチェリー連盟への登録事務)

- 1 本連盟への登録年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。
- 2 本連盟の登録事務は、書記委員会がこれを行う。
- 3 本連盟の登録は下記の書類様式をもってのみ行うこととする。
 - (1) 全日本学生アーチェリー連盟登録書 (第一号様式)
 - (2) 全日本学生アーチェリー連盟登録者名簿(競技者) (第二号様式)
 - (3) 全日本学生アーチェリー連盟各種届出書 (第三号様式)
- 4 加盟団体は、毎年定められた期日までに、本連盟書記委員会へ第一号様式の登録書提出をもって、本連盟へ加盟校として登録しようとする学校を届けなければならない。
- 5 加盟団体は、毎年定められた期日までに、本連盟書記委員会へ第二号様式の名簿提出をもって、既に加盟校として登録しようとする学校へ在籍している選手で本連盟に登録しようとする選手、及び加盟校として登録しようとする学校に新たに入学し本連盟に登録しようとする選手を届け出なければならない。
- 6 加盟団体は、毎年定められた期日までに、本連盟書記委員会へ第二号様式の名簿提出をもって、本連盟に個人で登録する選手を届け出なければならない。
- 7 本連盟は、第4項の手続きによって、第1回登録にて届け出られた学校が、本連盟加盟校登録資格を満たす場合、本連盟における登録有効期間を当該年度の4月1日に遡って有効とする。
- 8 本連盟は、第5項の手続きによって、第1回登録にて届け出られた選手が、本連盟連盟員登録資格を満たす場合、本連盟における登録有効期間を当該年度の4月1日に遡って有効とする。
- 9 本連盟は、第6項の手続きによって、第1回登録にて届け出られた選手が、本連盟連盟員登録資格及び個人加盟資格を満たす場合、本連盟における登録有効期間を当該年度の4月1日に遡って有効とする。
- 10 定められた期日を過ぎて本連盟への登録を希望する学校は追加登録校として扱い、これを随時受け付ける。
- 11 加盟団体は、本連盟書記委員会へ第一号様式及び第二号様式の登録書及び名簿をもって、追加登録校を届け出なければならない。
- 12 本連盟は、届け出られた追加登録校が、本連盟登録資格を満たす場合、登録書及び名簿を受理した日付をもって当該年度の本連盟への登録を完了する。
- 13 定められた期日を過ぎて本連盟への登録を希望する選手は追加登録者として扱い、これを随時受け付ける。
- 14 加盟団体は、本連盟書記委員会へ第二号様式の申請書提出をもって、追加登録者を届けなければならない。

- 1 5 本連盟は、届け出られた追加登録者が、本連盟加盟校登録資格を満たす学校に在籍し本連盟連盟員登録資格を満たす場合あるいは本連盟連盟員登録資格及び個人加盟登録資格を満たす場合、申請書を受理した日付をもって当該年度の本連盟への登録を完了する。
- 1 6 加盟団体は、加盟校に在籍している選手で本連盟指定の期日を過ぎて登録を望む者がいる場合、本連盟が新たに指定する期日までに本連盟総務委員会へ第二号様式の名簿提出をもって、届け出ることとする。但し、第 3 回登録以前に加盟団体及び本連盟主催の競技会に出場する者については、競技会の日程以前の本連盟が指定する期日までに追加登録をもって本連盟へ登録を行っておかなければならない。
- 1 7 本連盟は、第 16 項の手続きによって、届け出られた新人登録者が本連盟登録資格を満たす場合、申請書を受理した日付をもって当該年度の本連盟への登録を完了する。
- 1 8 加盟団体は、登録者において住所変更及び会員証再発行、退部が生じた場合、第三号様式の申請書提出をもって、その申請を届けなければならない。

第 3 章 経費

- 第 6 条 本連盟加盟校は、当該年度の加盟校連盟費を支払う義務を負う。
- 第 7 条 本連盟個人加盟登録者は、当該年度の個人加盟連盟費を支払う義務を負う。
- 第 8 条 本連盟に登録した連盟員はその登録を完了した日付に関わらず、当該年度の本連盟登録費、主管諸経費分担金を支払う義務を負う。
- 第 9 条 第 6 条、第 7 条及び第 8 条に定めた経費についての詳細は、本連盟財務細則にこれを定める。

第4章 全日本アーチェリー連盟への登録

- 第10条 本連盟は、全日本アーチェリー連盟の加盟団体であり、本連盟に登録する者はこれをすべて全日本アーチェリー連盟に登録する。
- 第11条 第4章第11条に定めた日付を過ぎて全日本アーチェリー連盟に登録を希望する選手は、次回の全日本アーチェリー連盟登録日に全日本アーチェリー連盟への登録手続きをとる。
- 第12条 本連盟は第2章第5条第8,9,15,17項によって、本連盟への登録を完了した選手について、第4章第11条に基づいて全日本アーチェリー連盟への登録手続きをとる。

(平成 19年 月 日制定)

全日本学生アーチェリー連盟

書記委員会